

## ふなばし市民力発見サイトの設置及び運営に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において、様々な知識、経験、技能等を持つ、若しくは公益的な活動を行う個人又は団体に関する情報を、市が収集・蓄積し、インターネットを介して提供することにより、市民力の活性化を目指すポータルサイト（以下「サイト」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 サイトの名称は、「ふなばし市民力発見サイト」とする。

### (管理者)

第3条 サイトの設置及び運営は、市（市民協働課、以下「管理者」という。）が所管する。

### (情報発信会員)

第4条 管理者は、サイトにおいて活動や事業の内容を情報発信しようとする個人又は団体を情報発信会員（以下「会員」という。）として登録するものとする。

2 この要綱の施行日前において、「インターネット市民活動情報サイトの設置及び運営に関する要綱」（平成18年11月1日施行）の規定により登録された団体については、前項に規定する会員とみなす。

### (会員の登録要件)

第5条 会員として登録できる個人又は団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内で活動を行うこと。
- (2) 次に掲げる活動を行っていないこと。
  - ア 公序良俗に反する活動
  - イ 法令に反する活動
  - ウ サイトの運営を妨害する活動
  - エ その他管理者が適当でないと判断する活動
- (3) 登録する目的が次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
  - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること。
- (4) 会員として登録しようとする個人が未成年である場合、登録に関して保護者の同意があること。

(会員の登録及び登録事項の変更)

第6条 会員として登録しようとする個人は、情報発信会員登録申込書兼登録情報変更届出書(個人用)(様式1)を管理者に提出しなくてはならない。

2 会員として登録しようとする団体は、情報発信会員登録申込書兼登録情報変更届出書(団体用)(様式2)を管理者に提出しなくてはならない。

3 管理者は、会員として登録しようとする個人又は団体に対して、活動内容に関する書類の提出を求めることができる。

4 会員として登録しようとする未成年である個人は、会員登録保護者同意書(様式3)に保護者の署名・捺印のうえ、管理者に提出しなくてはならない。

5 管理者は、前4項の規定により提出を受けた書類について、内容を審査のうえ、登録承認の可否を決定するものとし、その結果について情報発信会員登録承認・不承認通知書(様式4)により登録の申込みをした個人又は団体に通知するものとする。

6 会員は、本条第1項又は第2項の規定により申込みをした登録情報に変更が生じた場合、個人については第1項、団体については第2項に規定する登録情報変更届出書により、速やかに管理者に届け出なくてはならない。

(登録の取消し)

第7条 会員は、活動を中止するなどにより、サイトで情報発信ができなくなったときは、速やかに情報発信会員登録取消届出書(様式5)を管理者に提出しなくてはならない。

(登録の抹消)

第8条 管理者は、会員が次の各号に該当する場合、情報発信会員登録抹消通知書(様式6)を当該会員に交付し、登録を抹消することができる。

なお、抹消できることは、当該会員がサイトでできる全てのこととする。

- (1) 情報発信ID又はパスワードを不正使用した場合
- (2) 第5条の規定による登録要件に虚偽が判明した場合
- (3) 第10条の規定に抵触する情報発信を行った場合
- (4) 重複して登録があった場合
- (5) その他要綱に定める事項に違反するなど、不正な行為があった場合

(情報発信ID及びパスワード)

第9条 管理者は、第6条第5項の規定により、会員登録が承認された個人又は団体に対して、第6条第4項に規定する承認通知書に情報発信ID及びパスワードを記載し、発行するものとする。

ただし、団体に関しては、情報発信ID及びパスワードの取得を希望した場合のみ発行するものとする。

2 情報発信ID及びパスワードを取得していない団体である会員が、インターネット上か

らサイトに活動に関する情報を書き込み、内容を更新しようとする場合、管理者は当該会員より情報発信 I D・パスワード取得申込書(様式 7)の提出を受け、内容を審査のうえ、情報発信 I D・パスワード通知書(様式 8)により、情報発信 I D及びパスワードを発行するものとする。

- 3 情報発信 I D及びパスワードを取得した会員が、情報発信 I D及びパスワードを亡失してしまった場合、当該会員は情報発信 I D・パスワード再発行申請書(様式 9)により、管理者に情報発信 I D及びパスワードの再発行を申請することができる。
- 4 管理者は、前項の規定により申請があった場合、本条第 2 項に規定する通知書により、情報発信 I D及びパスワードを再発行するものとする。
- 5 団体である会員が、インターネット上からサイトに情報の書き込み等を行わないこととなった場合は、速やかに情報発信 I D・パスワード取得取消申出書(様式 10)を管理者に提出しなければならない。
- 6 管理者は、第 7 条又は第 8 条の規定により、会員としての要件を満たさなくなった者に発行した情報発信 I D及びパスワードについて、自動的に発行取消しを行うものとする。

#### (情報の内容)

第 10 条 サイトに掲載できる情報の内容は、市内において、知識、技能、経験等を持ち活動する、若しくは公益的な活動を行う個人又は団体に関するものとし、次の各号に掲げる内容に関する情報は掲載することができないものとする。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 法令に反する内容
- (3) 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する内容
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する内容
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する内容
- (6) サイトの運営を妨害する内容
- (7) 自己、特定の者、特定の団体のみ利益を図る内容
- (8) 社会貢献を目的としない営業の内容
- (9) その他管理者が適当でないと判断する内容

#### (報告)

第 11 条 管理者は、会員に対し、必要に応じて掲載情報、活動内容等の報告を求めることができる。

#### (個人情報の保護)

第 12 条 管理者は、個人情報について、船橋市個人情報保護条例(平成 17 年船橋市条例第 6 号)の規定に基づき管理するものとする。

(その他)

第13条 会員間に問題が生じたときは、当事者が誠意をもって話し合い、その解決に努めることとする。また、管理者は、その問題に対して一切責任を負わないものとする。

2 管理者は、定期保守、更新並びに緊急の場合や火災、停電、天災等の不可抗力により運営が困難な場合など、サイトの一部若しくは全部を一時中断又は停止することができる。

上記の事態に伴い生じた会員及びサイト利用者への不利益及び損害について、管理者は責任を負わないものとする。

3 管理者は、会員の承認を得ることなく、サイトの内容を変更、追加又は中止することができる。

上記の事態に伴い生じた会員への不利益及び損害について、管理者はその責任を負わないものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(インターネット市民活動情報サイトの設置及び運営に関する要綱の廃止)

2 この要綱の施行をもって、インターネット市民活動情報サイトの設置及び運営に関する要綱(平成18年11月1日施行)は、廃止する。